

神奈川県における同和問題解決の現状

神奈川県地域人権運動連合会・書記長 長嶋 茂



同和問題（部落問題）、1965年頃の神奈川県下の様子

と、②部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況がくりだされること、③部落差別にかかわって部落住民の生活態度、習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し連帯・融合が実現すること、です。

今、どうなっているか

（到達点）

1965年に同和対策審議会の答申がだされ、政府は4年後に本格的な同和対策に着手。それにともない都府県、市町村も本格的に取り組みを開始。その結果、生活分野の格差が是正され環境改善についても住民合意があるところでは基本的に完了しました。実際や結婚分野等でも解決が進み、問題が発生してもそれを乗り越えるということが実現しています。

旧住民が解け合う課題、③周辺地域住民との連帯と融合の促進、④借入金返済の取り組みについて「借りたものは返す」ことが基本です。

社会的現象に関係する事柄
①「確認・糾弾会」による偏見の克服。神奈川県内では、行政が参加しないので2001年以降「確認・糾弾会」は行われていません。

行政や議会に係る事柄
①神奈川県は、同和地区の指定の解除問題は、同和対策事業の終結とともに解除した」と答えています。

②エセ同和行為・利権あさりの根絶について、神奈川県下の行政が毅然とした対応を取るようになってから県内では出来なくなっています。

やむを得ず

②行政窓口の同和名称廃止について、行政窓口の名称は見直し検討が進み「人権」という窓口になっています。
③同和教育・同和教育基本方針の廃止について、現在の同和教育は人権教育のものになっており、同和教育はその役目を果たし終えました。

神権連は、同和問題解決の最終仕上げの課題と地域における暮らしと人権を守る課題に取り組み、対象地域を少し広げ「なんでも相談」を推進しています。その相談内容は、生活、法律、教育、労働、家庭、住まい、営業、保健、税務、年金、保険、人権、環境等のジャンルにわたっています。

1975年に同和問題が解決された状態として「4つの指標」で解決目標を明確に

残されている最終仕上げの課題
①中高齢者の一部にある被害者の意識の克服の課題、②関係地区内での新

関係住民に係る事柄

訂正とお詫び

先月号1面の神奈川県連の長嶋茂書記長の報告で、「神奈川県が同和地区指定の解除、行政窓口から同和の名称を廃止、同和教育・同和教育基本方針を廃止した」とありますが、正しくは「同和地区指定解除したのは神奈川県内の関係自治体で、神奈川県はまだ同和教育・同和教育基本方針を廃止していません。また県内の秦野市と厚木市の教育委員会が廃止の方向で検討しています」。ここに訂正し関係者にお詫び致します。